

## 宮城県バイオディーゼル燃料利活用奨励金交付要綱

### (目的)

第1 県は、バイオディーゼル燃料（以下「BDF」という。）の普及及び利用拡大を図るため、予算の範囲内で宮城県バイオディーゼル燃料利活用奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (対象事業等)

第2 奨励金は、県内に事業所を有する事業者であつて、県内に事業所を有するBDF製造事業者からBDFを購入し、同一年度内において3か月以上継続して使用する者に対して交付する。

2 奨励金の交付額及び交付限度額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 人の運送その他公衆の利用に供する車両に使用することを主たる目的とする事業者に対する奨励金にあつては、下表に掲げるとおりとする。

月間平均使用量区分	交付額（定額）	交付限度額
500L/月以上 1,000L/月未満	10,000 円/月	120 万円
1,000L/月以上 2,000L/月未満	30,000 円/月	
2,000L/月以上 3,000L/月未満	50,000 円/月	
3,000L/月以上 4,000L/月未満	70,000 円/月	
4,000L/月以上	100,000 円/月	

(2) 前号に規定する事業者以外の者に対する奨励金にあつては、交付額及び交付限度額をそれぞれ同号の表に定める額の2分の1に相当する額とする。

### (奨励金の交付申請等)

第3 奨励金の交付を受けようとする者は、奨励金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、奨励金の交付申請をすることができない。

(1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等が含まれるとき。

(2) 県税に未納があるとき。

### (奨励金の交付決定等)

第4 知事は、知事が別に定める日までに受理した奨励金の交付の申請を一括し、奨励金の交付の決定に係る審査を行う。

2 知事は、奨励金の交付の決定に係る奨励金の額の合計が予算額を超えた場合には、別に定める方法により予算の範囲内で交付の決定を行う。

3 知事は、規則第6条の規定に基づく補助金の交付の決定を通知するほか、前項により、補助金の交付の決定を行わないときは、その旨を通知する。

### (交付の条件)

第5 奨励金の交付決定に付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業期間中に当該車両にBDFを利用している旨の掲示をし、県が実施するBDFの普及啓発事業に協力すること。ただし、当該掲示が困難であることについてやむを得ない理由があると知事が認めるときは、当該事業の施行地においてBDFを利用している旨の掲示をし、県が実施するBDFの普及啓発事業に協力するよう努めること。
- (2) 交付決定を受けたBDFの使用計画（以下「使用計画」という。）の計画期間又は本要綱第2第2項（1）の表に定める「月間平均使用量区分」の内容を変更する場合には、変更承認申請書（様式第2号）に関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 使用計画を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (4) 使用計画が予定の期間内に完了しない場合又は使用計画の遂行が困難となった場合には、遅延等報告書（様式第4号）により速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、奨励金の交付の目的を達成するために必要な条件

（実績報告）

第6 奨励金の交付決定を受けた者（以下「交付決定事業者」という。）は、使用計画期間完了日から起算して30日以内又は交付の決定のあった日の属する県の会計年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（奨励金額の確定及び支払）

第7 知事は、前条に規定する実績報告を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、奨励金の額を確定し、その旨を交付決定事業者に通知するとともに、奨励金を支払うものとする。

（奨励金の返還等）

第8 交付決定事業者が虚偽の申請を行い、奨励金の交付を受けたことが明らかになった場合には、知事は交付決定事業者に対して奨励金の返還を命ずることができる。

（書類の提出等）

第9 この要綱により提出する書類の部数は各1部とし、その提出先は環境生活部環境政策課とする。

（その他）

第10 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月13日から施行する。
- 2 この要綱は、平成23年度以降において、当該奨励金に係る予算が成立した場合に、当

該奨励金にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月12日から施行する。
- 2 この要綱は、平成25年度以降において、当該奨励金に係る予算が成立した場合に、当該奨励金にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

(準備行為)

- 3 規則第3条第1項の規定による交付申請その他の準備行為は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

(準備行為)

- 3 規則第3条第1項の規定による交付申請その他の準備行為は、この要綱の施行日前においても行うことができる。